

「事業者・自治体間の障害福祉関係手続の共通化に向けた調査・要件定義等委託事業」
第3回検討会 議事概要

[日時] 令和7年10月17日(金) 14:00～16:00

[場所] 株式会社三菱総合研究所4階 CR-F 会議室及びWEB会議

[参加者]

＜委員＞ (○座長) (敬称略・五十音順)

○生田 正幸 関西学院大学大学院人間福祉研究科 非常勤講師

上野 瞳子 東京都福祉局障害者施策推進部企画課 課長

(ご欠席のため、計画調整担当 荒木 智香子様が代理にてご出席)

牛島 奈応子 一般社団法人全国介護事業者連盟障害福祉事業部会 役員
障害福祉事業部会東京都支部 副支部長

デコボコベース株式会社 取締役

江島 晃好 全国身体障害者施設協議会総務・広報委員会 副委員長

大谷 直樹 栃木県保健福祉部障害福祉課 主査

小澤 加代子 公益社団法人国民健康保険中央会
保健福祉部障害者総合支援課 係長

金本 昭彦 保健医療福祉情報システム工業会
保健福祉システム部会福祉システム委員会 委員長

鷹野 雪保 堺市健康福祉局障害福祉部 部長

久木元 司 公益財団法人日本知的障害者福祉協会 政策委員長

中島 三津男 金沢市福祉健康局障害福祉課 課長

＜オブザーバー＞

佐々木 忠信 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課 課長補佐

磯谷 桂太郎 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 課長補佐

小林 樹 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課 給付管理係 係員

＜事務局＞

株式会社三菱総合研究所

[議題]

1. 新システムにおける対応方針について
2. 新システムのリリース・移行スケジュール
3. 中間とりまとめ案
4. 意見照会の実施方針・スケジュールについて

開会

1. 新システムにおける対応方針について

○資料1及び参考資料1について事務局より説明がされた。検討会委員による主な議論は以下の通り。

- ・ 参考資料1の P8「入力規則・形式の設定-2(回答が必要な入力欄の明示化)」について、指摘と対応内容がすれ違っているのではないか。例えば加算1と2がある場合、加算2のみ申請をする場合、加算2を選択すれば、加算1が非表示またはグレーアウトされるような対応が求められているのではないか。
- ・ 参考資料1の P9「入力規則・形式の設定-2(回答が必要な入力欄の明示化)」について、ファイルに直接入力してからアップロードにするか、または様式をダウンロードせずに画面上に直接入力するのか、前者の方が業務負担の軽減になると想定しているとのこと理解した。また、エラーチェック機能は実装する方向で調達仕様書に記載しているが、具体的な内容は開発業者との調整が必要とのこと承知した。
- ・ 参考資料1の P12「事前申請までに準備・実施が求められている事項の表示・実施済みのチェック機能」について、現在の機能案であると、事業者側で操作することとなっているが、事前申請をして行政側が確認済みのもののみ申請可能とするとはできないか。現状では事業者の裁量でチェックが出来てしまうと想料する。
- ・ 参考資料1の P11「必要項目の入力過不足チェック機能」について、現場でもどこにエラーが出ているか分かりづらいという声があるため、色分けで視覚的にわかりやすくしていただけるのは良いと考える。

2. 新システムのリリース・移行スケジュール

○資料2、参考資料2及び参考資料3について事務局より説明がされた。検討会委員による主な議論は以下の通り。

- ・ 自治体の繁忙期に対して配慮されたスケジュールを提示していただき感謝する。フェーズ1の新システム開始までには、厚労省所有のシステムのためデータ移行等の対応は無いが、ログインIDの変更等に対する対応が必要となる見込みであると理解した。
- ・ 2段階でのリリースとなるため、繁忙期における負荷は抑えられると思う。また、一斉に入力するような業務ではないため、対応可能かと考える。
- ・ ヘルプデスクはリリースに合わせて3月頃に設置することと承知した。

○資料3について事務局より説明がされた。検討会委員による主な議論は以下の通り。

- ・ 先行実施自治体(第1グループ)は同一都道府県内の3~5自治体のことであったが、第2グループ以降は特段参加数の制限はなく、都道府県単位での移行となるため、都道府県が中心となり、都道府県内の自治体を取りまとめた後に、参加の手上げをすることと理解した。
- ・ スケジュール上、データ移行を1月より実施し、移行完了後、1~3月に新システムの稼働を想定していることと理解した。

- ・自治体向けの説明会について記載しているが、事業者向けの説明会も別途実施することについて承知した。
- ・新システム移行への助走期間をいただいたため対応可能かと思料するが、丁寧な説明をお願いしたい。

3. 中間取りまとめ

○資料4について事務局より説明がされた。検討会委員による主な議論は以下の通り。

- ・業務管理体制の届出について、システム化で同じデータベースに集約されるとても、届け出先を事業者側で選択することは変わらないか。事業者側で、提出先が分からず、提出をしなくなることが懸念される。自治体側から、指定申請時に業務管理体制の届出の案内は特段無いため、必要な届出がされておらず、監査の際に指摘されることがある。システムへの移行により、提出漏れの防止や、提出先が分からぬ事業者へのフォローができると良い。
- ・相談支援事業を開設する際、障害者向けの事業所と障害児向けの事業所と両方合わせて開設することが多いが、それぞれ対象となる法律が異なり、提出先の自治体も異なる。私も何回か間違えてしまい自治体から指摘をされたことがある。事業者側の知識不足もあるため、スムーズにいかない手続きである。同じシステムに集約されるため、行政側で確認できるような仕組みとしてほしい。
- ・各関係者とのヒアリングを通じて要件を検討してきたが、現時点で検討が出来ていない事項であった。例えば事業者ごとのマイページを作成し、届出の案内をすることも良いのではないかと考える。
- ・自治体側としては、他の自治体への提出状況がわからぬいため、きっと都道府県に提出しているのだろうと、お見合いになっていると考えられる。提出状況が把握できていないことが要因と考えられるため、併せて検討いただきたい。
- ・届出先の考え方に関する事業所のカウントについても統一されていない。同一住所の事業所で複数サービスの事業所を開設している場合、自治体側でも1とカウントするか否か異なる場合があると団体内で意見があった。
- ・先行する介護保険に係る事業所番号の付番の状況を踏まえ、障害側では当初、事業所番号を14桁で開始されたが、途中から国保連への委託等を踏まえて10桁に変更することとなった。現在では統一のルールができたが、事業所の開設時点によっては桁数が異なり、また自治体によっては一つの事業所で複数サービスが提供される場合に、事業所番号を一つのみ付番する場合や、複数付番する場合等の状況が出来てしまっている。
- ・ご指摘の通り、自治体によりカウントの仕方が異なっている。各自治体とやり取りを行っているが、現時点では不都合として意識していなかった。

4. 意見照会の実施方針・スケジュールについて

○資料5について事務局より説明がされた。検討会委員による主な議論は以下の通り。

- ・事業者向けの意見照会の実施について、団体を通じて実施する等、検討していただきたい。

5. その他

○事務局より今後のスケジュールについて説明がされた。また、検討会委員からの追加意見・質問について、検討会終了後 1 週間程度受け付けることとした。

以上